

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年11月9日 15時42分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村ハテ島東方沖 端島灯台から真方位094°620m付近 (概位 北緯26°14.4′ 東経127°27.8′)
事故の概要	プレジャーボートアトムは、航行中、波を受けて転覆した。
事故調査の経過	平成30年11月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート アトム、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-40255 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	航海計器等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者7人を乗せ、手動操舵により航行中、主機2基のうち左舷側主機のウォータージェット推進器（以下「本件推進器」という。）が停止し、右舷側主機のウォータージェット推進器（以下「右舷推進器」という。）のみの運転となって十分な速力を得られなくなり、船体が左舷側に傾いたので、引き返そうとして左舵を切って反転したところ、右舷方より波高約1mの波を受け、海水が左舷側の甲板上に滞留して船体が左舷側に更に傾いて転覆した。</p> <p>船長及び同乗者7人は、落水し、海上保安庁の巡視艇及び回転翼機に救助され、那覇港及び那覇空港に搬送された。</p>
分析	<p>本船は、船首方から波を受けて航行中、本件推進器が停止して右舷推進器のみの運転となり、船体が左舷側に傾いた状態で左舵を取って反転したことから、右舷方から波を受け、海水が左舷側の甲板上に滞留して転覆したものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、転覆に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船首方から波を受けて航行中、本件推進器が停止して右舷推進器のみの運転となり、船体が左舷側に傾いた状態で左舵を取って反転したことから、右舷方から波を受け、海水が左舷側の甲板上に滞留して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・片舷の主機に不具合が生じた場合、船体が傾き浸水のおそれが生じることがあるので、反対舷側に同乗者を移動させるなどして船体の安定を図ること。・船長は、航行中に反転する場合、波の方向を十分に把握して操船を行うこと。・ウォータージェット推進器は、水流を噴射する方向を変えることで操船を行うものであり、航行中、片舷の主機に不具合が生じた場合、操船が難しくなるので、船体の安定を考慮した操船を行うこと。 |
|--|--|